

～院内感染防止対策指針～

I. 院内感染防止対策に関する基本的な考え方

院内感染防止対策は、医療関連感染の発生を未然に防止することと、ひとたび発生した感染症が拡大しないように可及的速やかに制圧、終息することを目的とする。

院内感染防止対策は、医療の安全対策上および患者サービスの質を保つためにも必要であり、全ての職員に対して組織的な対応と教育を行い、指針に則った医療が提供できるように本指針を作成する。

II. 院内感染防止対策管理体制に関する事項

1. 院内感染防止対策に関する院内全体の問題点を把握して改善策を講じるために、院内の組織横断的な院内感染防止対策委員会（以下「委員会」）を設置する。

(1) 委員の構成は以下の通りとする

医師部門	： 院長、外科系医師、内科医師
看護部門	： 看護部長、病棟師長、外来・中材師長
診療部門	： 各科長、リハビリテーション科主任
事務部門	： 事務部長、医事課長

＊オブザーバーとして、北海クリーンサービス出席

(2) 委員会は毎月第4月曜日に開催するとともに、重大な問題が発生した場合は適宜開催する。

(3) 委員会で立案された改善策の実施状況を必要に応じて調査し、見直しを行う。

(4) 院内感染が発生した場合、委員会は速やかに発生の原因を分析し、改善策の立案および実施ならびに全職員への周知を図る。

(5) 院内感染に関する資料の作成・情報収集を行う。

2. 感染防止対策部門

(1) 感染防止対策を円滑に運営するために、感染防止対策部門を設置する。

(2) 当該部門は、院内の感染防止対策に関する病院全体の問題点を把握し、改善策を講じるなど、院内感染防止対策活動の中心的役割を担う。

(3) 当該部門は、医師部門、看護部門、診療部門、事務部門の感染防止担当者により構成し、院内感染管理者を置く。

① 院内感染管理者は、下記の感染制御チーム構成員(2) - ①の中より1名選出する。

② 院内感染管理者は、感染制御チームの業務が円滑かつ確実に遂行されるように管理を行うものとする。

3. 感染制御チーム (ICT)

(1) 感染対策に関する実働的組織として感染防止対策部門に感染制御チームを設置する。

(2) 感染制御チームは以下の職員により構成する。

① 感染防止対策加算2の施設基準に基づく構成員

ア. 感染症対策に3年以上の経験を有する専任の常勤医師

イ. 5年以上感染管理に従事した経験を有する専任の看護師

ウ. 3年以上の病院勤務経験をもつ感染防止対策にかかわる専任の薬剤師

エ. 3年以上の病院勤務経験をもつ専任の臨床検査技師

② ①に定める者以外に、①の経験年数等を有しないが、院内感染防止の充実及び人材育成

のために関係部門から数名を人選して配置する職員

(3) 感染制御チームの業務は次のとおりとする。

- ① 1 週間に 1 回、院内ラウンドを実施し、院内感染防止対策の実施状況の把握・指導を行う。
また、ラウンドや院内感染に関する情報を記録に残す。
- ② 院内感染発生状況の把握と感染症情報の共有
- ③ 抗菌薬適正使用調査
- ④ 院内感染防止対策の検討
- ⑤ 院内感染防止対策に係る職員教育・研修（年に 2 回程度）の企画および運営
- ⑥ 最新のエビデンスに基づき、当院の実情に合わせた感染防止対策マニュアルの整備と定期的な見直しを行い、各部署に配布する。
- ⑦ 感染防止対策加算 1 に係る届出を行った医療機関とのカンファレンスに年に 4 回以上参加し、その内容を記録する。
- ⑧ 活動状況は、院内感染防止対策委員会に報告する。

III. 職員研修の基本方針

- (1) 感染症に関する基礎知識の習得や標準予防策の意義を理解し、確実に実施できるようになることを目的に実施する。
- (2) 全職員を対象に年 2 回程度開催するほか、必要に応じて随時開催する。

IV. 感染症発生状況報告に関する基本方針

(1) 院内感染とは

病院における入院患者が原疾患とは別に、新たに罹患した感染症、又は医療従事者が院内において罹患した感染症を指す。原則として入院 48 時間以降、退院 10 日以内に発症したものをいう。

(2) 耐性菌、市中感染症等の院内感染拡大を防止するため、感染症の発生状況を、院内感染防止対策委員会を通じて、全職員に速やかに周知する。

V. 院内感染発生時の基本方針

(1) 院内感染が疑われる場合は、「院内感染発生時の連絡体制」に従い、速やかに連絡し対応する。

VI. 当該指針の閲覧に関する方針

- (1) 本指針は患者または家族が閲覧出来るものとする。
- (2) 感染対策に対する考え方を周知するために、本指針を当院ホームページに掲載し、公開する。

VII. その他院内感染対策推進に必要な基本方針

- (1) 院内感染防止のため、病院職員は別紙「院内感染防止対策マニュアル」（以下マニュアルという）を遵守する。
- (2) マニュアルは、必要に応じ随時見直しを行い改訂するとともに、病院職員に周知徹底する。

医療法人北斗会 大洲中央病院

2008.10.27 改訂

2014.4.1 改訂

2022.4.1 改訂

2023.6.1 改訂